平成２４年（フ）第１０２１号
埼玉県新座市馬場２丁目３番11号
債務者　池上　晴彦
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８９号
さいたま市桜区大字下大久保1032番地４
フォーラムハイツ110
債務者　北野澤広治
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
岡山県倉敷市玉島勇崎1426番地44
債務者　山本　　登
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
岡山県倉敷市福島640番地プレジール太陽Ａ101
債務者　中塚　聰統
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
岡山県笠岡市入田547番地
債務者　關藤　泰弘
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
岡山県倉敷市亀山869番地　難波マンションＡ―202
債務者　平松さおり
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
群馬県高崎市大八木町732番地　群栄化学工業大八木社宅Ｅ202号
債務者　倉上　洋一
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２０１号
群馬県藤岡市上大塚258番地１　ヴィラ・ウィスタリア601
債務者　塩野　浩市
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４９５号
埼玉県富士見市羽沢２丁目12番３号
債務者　曽根　康次
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１５号
埼玉県川越市稲荷町３番地３メゾンドスィーダ101号室
債務者　矢野　　孝
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２６号
埼玉県狭山市狭山台４丁目16番地の２　パークアベニュー狭山台305
債務者　葛西　利彦
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５５７号
埼玉県所沢市大字久米1314番地の１　カーサコリーナ205、前住所埼玉県所沢市並木２丁目１番地３―110
債務者　粟谷　靖子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５６０号
埼玉県坂戸市大字石井2594番地２
債務者　池上　志穂
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５６３号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目７番17号　クレインヒルズ300号室、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目６番14号　コート・ドゥ・ヴァン201
債務者　野村　久子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５６４号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目７番17号　クレインヒルズ300号室、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目６番14号　コート・ドゥ・ヴァン201
債務者　野村　正樹
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５３３号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４
上飯田第二市街地住宅３棟1128号
債務者　古富　雪恵（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４号
山形県酒田市東大町３丁目43番地の６　ヴァイスグランモアＢ号、前住所山形県酒田市大宮町１丁目７番地の１　グランドールＥＴ・Ｅ203号
債務者　東脇　久美
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山形地方裁判所酒田支部